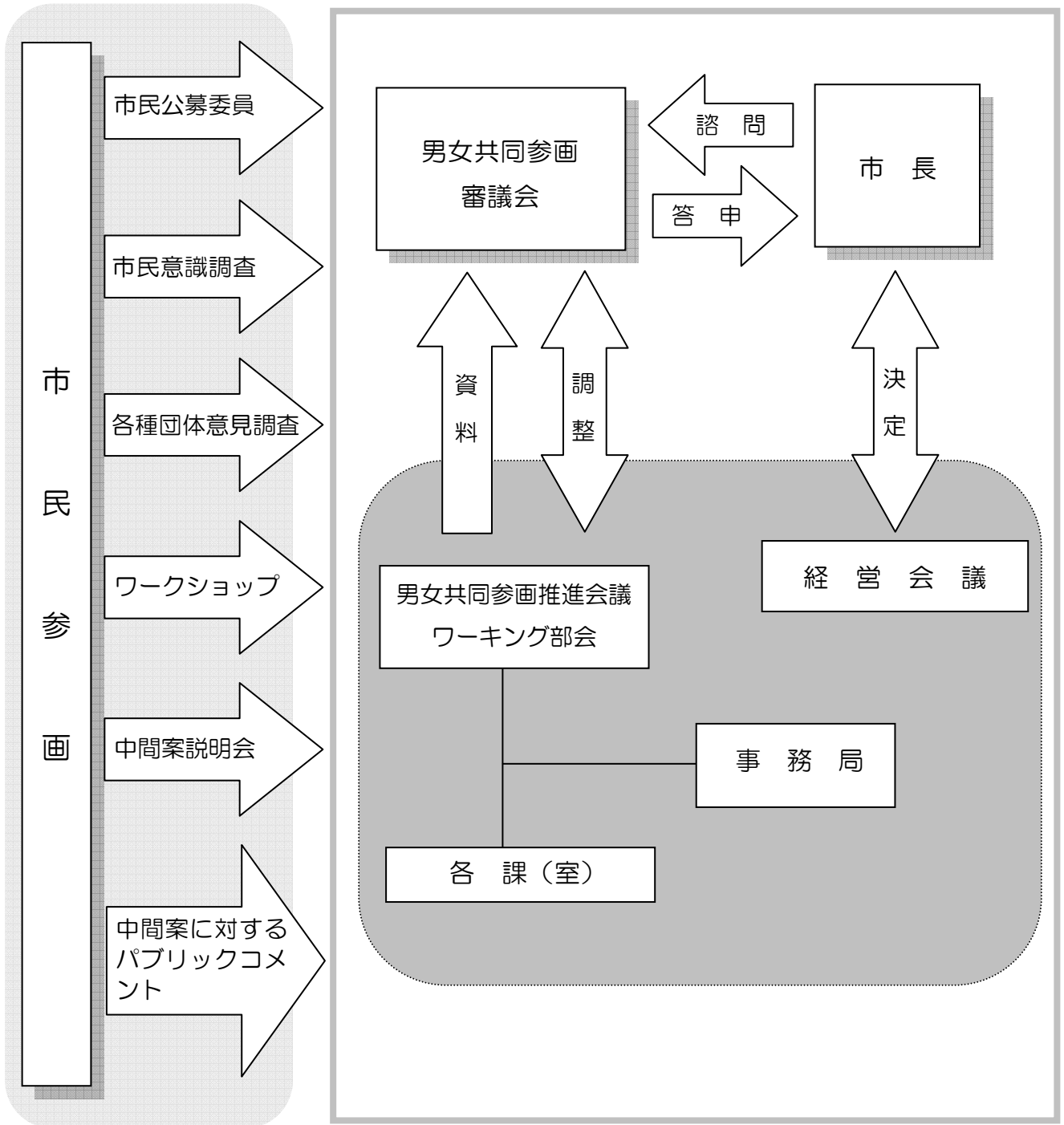


資料編



1 計画策定体制図



2 計画策定経過

【平成21年度】

- 平成21年 10月 ○経営会議（策定方針・スケジュール）
11月 ○京田辺市男女共同参画推進会議（第1回）
○京田辺市男女共同参画推進研究会（第1回）
12月 ○市民意識調査票の各課意見照会
○京田辺市男女共同参画推進研究会（第2回）
平成22年 1月 ○京田辺市男女共同参画推進会議（第2回）
○京田辺市男女共同参画推進懇話会（第5回）
2月 ○市民意識調査の実施

【平成22年度】

- 平成22年 5月 ○議会総務常任委員協議会
6月 ○京田辺市男女共同参画推進会議（第1回）
○京田辺市男女共同参画推進研究会（第1回）
○京田辺市男女共同参画推進懇話会（第1回）
○京田辺市男女共同参画推進懇話会へ諮問
7月 ○京田辺市男女共同参画推進研究会（第2回）
8月 ○第2次京田辺市男女共同参画計画に盛り込む具体的事業調査に係る部局別説明会
○具体的事業調査の実施
9月 ○男女共同参画に関する各種団体意見調査の実施
○男女共同参画計画づくりのためのワークショップ（計2回）
10月 ○京田辺市男女共同参画推進研究会（第3回）
○京田辺市男女共同参画推進会議（第2回）
○京田辺市男女共同参画審議会*（第1回）
11月 ○京田辺市男女共同参画推進研究会（第4回）
○京田辺市男女共同参画推進会議（第3回）
○京田辺市男女共同参画審議会（第2回）
○計画に掲げる事業内容等各課照会
12月 ○市議会総務常任委員協議会（報告）
○第2次男女共同参画計画（中間案）説明会
○中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施（12月～1月）
平成23年 1月 ○京田辺市男女共同参画推進研究会（第5回）
○京田辺市男女共同参画推進会議（第4回）
2月 ○京田辺市男女共同参画審議会（第3回）
○京田辺市男女共同参画審議会（第4回）
○京田辺市男女共同参画審議会から答申
○パブリックコメント結果公表
○経営会議（決定）
3月 ○市議会総務常任委員協議会（報告）

* 平成22年（2010年）10月1日、京田辺市男女共同参画推進条例施行により、「京田辺市男女共同参画推進懇話会」が「京田辺市男女共同参画審議会」となりました。

3 市民参画の状況

計画の策定にあたっては、多くの市民の方々に参画していただきました。

(1) 市民意識調査の実施

計画の策定にあたって、より広範な市民のみなさんのご意見を反映させるため、意識調査を実施しました。

① 調査対象

市内在住の20歳以上の男女各1,000人の方を無作為に抽出

② 調査項目

- ・家庭生活について
- ・仕事について
- ・地域活動・社会活動について
- ・配偶者間の暴力について
- ・男女共同参画施策などについて

③ 調査期間

平成22年2月1日（月）～2月12日（金）

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000通	1,105通	55.3%

(2) 各種団体意見調査の実施

各種団体活動における男女共同参画の現状及び課題を把握するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた提案を募ることにより、計画の基礎資料とするために、各種団体意見調査を実施しました。

① 調査概要

調査対象	・女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体 ・第15回京たなべ男女共同参画週間事業実行委員会参加団体 ・その他の団体で、男女共同参画社会を形成していく上で、特に意見を聴取することが望ましいと認められる分野に係る団体
配付数	62件
回収数	32件
調査期間	平成22年9月2日(木)～9月14日(火)
質問項目	4問(全問自由記述形式)
調査方法	配付：郵送又は手渡し 回収：持参、FAX、電子メール又は郵送

② 調査結果

問1 貴団体において、男女共同参画を意識した取組をされていますか。

「特に意識したことがない」という回答が過半数を占めていた。

その中で、構成員の性別に偏りがある団体は、普段の活動の中で意識する必要性を感じていないという回答が多く、また、男女共に参加が見られる団体においては、性別による差別や隔たり等はなく、平等に活動・運営ができているという回答が多かった。

問2 貴団体で男女共同参画を推進するにあたって、課題となっていることがありますか。

「特に課題はない」という回答が約半数だった。

一方、課題としては、男性の参加が少ないことや、男性が活動しにくい雰囲気があるなどがあがった。

問3 問2であげていただいた課題を解決するために、どのような方法があるとお考えですか。

男性の参加が少ないという課題に対して、少数の男性が孤立しないように配慮した運営をすること、男性のニーズを把握するという意見等があがった。

問4 最後に、男女共同参画社会を形成していく上で、ご意見・ご提案などがございましたら、ご自由にお書きください。

保育所の拡充など、仕事と子育てが両立できる環境づくりと女性が出産・子育て後に職場復帰しやすい条件整備を求める意見が多かった。

また、男性の家庭参画促進や働きすぎの解消、退職後の地域活動への参加促進等、男性の家庭・地域への参加のあり方に対する意見も多くみられた。

(3) ワークショップの開催

計画の策定にあたって、市民のみなさんが男女共同参画社会の意義を理解し、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべきことを探る作業を通して、男女共同参画に関する関心を喚起するとともに、市民のみなさんの意見を計画の参考資料として活用するために、「男女共同参画計画づくりのためのワークショップ」を開催しました。

① 開催日程・参加状況等

	第1回	第2回
日時	平成22年9月4日(土)	平成22年9月18日(土)
参加者	一般参加者 24名 ファシリテーター 5名	一般参加者 17名 ファシリテーター 5名
テーマ	男女共同参画が実現したまちってどんなまち？	男女共同参画でまちを元気にする方法を考えよう！

② 意見概要

【第1回】

参加者を5グループに分け、グループごとに男女共同参画が実現したまちにふさわしい将来像を検討した。

その後、グループごとに検討結果を発表し、最もふさわしいと思う将来像に1人3票ずつ参加者全員が投票した。

なお、最も投票の多かった将来像は次のとおりであった。

- ・「地域も変(か)わる！家庭もかわる！私もかわる！」 19票
- ・「『愛』育 ～みんなで愛を育てるまち～」 19票

【第2回】

第1回ワークショップでグループごとに検討した将来像を実現するために、あらかじめ設定した15の課題に対して解決する方策を探った。

なお、参加者の中で関心の高かった課題とそれに対する解決策は次のとおりであった。

課題1 あらゆる分野において、女性の役員、管理職、リーダーが少ない。女性自身の参画意識が低い（職場、地域、政治等々）。	
課題 に対する 取組 アイデア	【行政】 審議会などの女性委員を増やす取組を進める。
	【市民団体】 代表役員に女性を登用する。女性だけの団体には男性も参画しやすい雰囲気をつくる。

課題2 地域活動において、意思決定は男性が行い、実務や補助的なことは女性がすることが多い。また、あらゆる世代が地域活動に参加していない。	
課題 に対する 取組 アイデア	【市民】 地域のコミュニティーを大切にし、誰もが参加しやすい雰囲気をつくる。
	【市民団体】 組織運営において男女差をなくし、女性が意思決定に参加することを歓迎する雰囲気をつくる。

<ワークショップ風景>



(4) 中間案説明会の開催

京田辺市男女共同参画審議会が、計画（中間案）を市民のみなさん及び関係団体のみなさんに説明するため、説明会を開催しました。

開催日程・参加状況等

	第1回	第2回
日時	平成22年12月10日（金）	平成22年12月11日（土）
場所	女性交流支援ルーム	社会福祉センター
対象	女性交流支援ルーム 情報ボックス等利用団体	市民等
参加者数	5団体7名	12名

(5) 中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施

京田辺市男女共同参画審議会が、計画策定についての答申の策定過程において、公正の確保及び透明性の向上を図り、市民のみなさんのご意見等を考慮した意思決定を行うため、中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

意見募集の概要

意見募集期間	平成22年12月15日（水）～平成23年1月18日（火）
公表資料	第2次京田辺市男女共同参画計画（中間案）
意見募集方法	ア 市ホームページに公表資料を掲載 イ 市主要公共施設（16箇所）に公表資料を設置 ウ 市公共施設等にパンフレットを配架
意見提出者	3名
意見の件数	5件

(6) 同志社大学生による計画書・概要版イラストの作成

計画策定過程において、より多くの市民のみなさんに関わっていただくため、市民が作成したイラストを計画書及び計画書の概要版に掲載しました。

イラスト作成者

若年層の男女共同参画に関する関心を喚起するため、また、本市と同志社大学との連携を考慮して同大学の美術部クラマ画会に所属する影山実乃里さんに作成をしていただきました。

<主なイラスト>



4 諮問書・答申書

諮問書

京 市 参 第 9 2 号

平成22年(2010年)6月30日

京田辺市男女共同参画推進懇話会

会 長 浜 岡 政 好 様

京田辺市長 石 井 明 三

第2次京田辺市男女共同参画計画の策定について（諮問）

第2次京田辺市男女共同参画計画を定めたいので、京田辺市男女共同参画推進懇話会設置要綱第2条に基づき、意見を求めます。

答申書

平成23年(2011年)2月15日

京田辺市長

石 井 明 三 様

京田辺市男女共同参画審議会*

会長 浜 岡 政 好

第2次京田辺市男女共同参画計画について(答申)

平成22年6月30日付け、京市参第92号で諮問のありました上記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおりとりまとめましたので、京田辺市男女共同参画推進条例第18条第1項に基づき答申します。

* 平成22年(2010年)10月1日、京田辺市男女共同参画推進条例施行により、「京田辺市男女共同参画推進懇話会」が「京田辺市男女共同参画審議会」となりました。

5 審議経過

【平成21年度】

平成22年 1月13日 京田辺市男女共同参画推進懇話会（第5回）
○市民意識調査の調査票（案）について

【平成22年度】

平成22年 6月30日 京田辺市男女共同参画推進懇話会（第1回）
○第2次京田辺市男女共同参画計画諮問
○市民意識調査の結果について
○計画策定のスケジュールについて

平成22年 10月19日 京田辺市男女共同参画審議会*（第1回）
○現状と課題について
○計画の基本目標・施策について

平成22年 11月18日 京田辺市男女共同参画審議会（第2回）
○計画中間案について

平成23年 2月8日 京田辺市男女共同参画審議会（第3回）
○パブリックコメント対応について
○計画素案について

平成23年 2月15日 京田辺市男女共同参画審議会（第4回）
○パブリックコメント対応について
○計画素案について
第2次京田辺市男女共同参画計画答申
パブリックコメント結果公表

* 平成22年（2010年）10月1日、京田辺市男女共同参画推進条例施行により、「京田辺市男女共同参画推進懇話会」が「京田辺市男女共同参画審議会」となりました。

6 審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

(1) 学識経験者

	氏 名	職 名 等
会 長	浜 岡 政 好	佛教大学副学長
副会長	中 村 艶 子	同志社大学言語文化教育研究センター准教授
	味 沢 道 明	男の悩みホットライン相談員
	橋 本 伸 也	市立小・中学校校長会
	高 橋 圭 子	市社会教育委員
	高 橋 秀 寿	京都労働局雇用均等室長

(2) 各種関係団体の代表者

	氏 名	職 名 等
	瀬 崎 洋 子	NPO法人そよかぜ子育てサポート
	栗 田 富喜子	京都府女性の船ステップあけぼの京田辺支部
	岡 山 稔	人権擁護委員

(3) その他市長が認める者

	氏 名	職 名 等
	相 川 正 弘	市内民間企業
	矢 嶋 美千代	市民公募
	渡 邊 明 子	市民公募

7 男女共同参画に関する年表(市・府・国・世界の動き)

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
昭和50年 (1975年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布 ●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題企画推進本部に参与を設置 ●婦人問題企画推進本部会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> ●京都府議会「婦人の地位向上のための請願」趣旨採択 ●女性政策担当窓口設置 ●京都府婦人関係行政連絡会設置 ●京都府婦人問題協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館オープン 	
昭和54年 (1979年)		<ul style="list-style-type: none"> ●京都府婦人問題協議会が「提言」提出 ●「京都府婦人大学」開設 ●「京都府婦人対策推進会議」設置 ●「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
昭和55年 (1980年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約」の署名 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」—平等、発展、平和—中間年世界会議(コペンハーゲン) ●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
昭和56年 (1981年)		<ul style="list-style-type: none"> ●京都府議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准促進に関する意見書の提出 ●「京都府婦人の船」実施 ●「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●民法一部改正施行 ●「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正 ●「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(家庭的責任条約=ILO156号条約)」ILO総会で採択
昭和57年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> ●京都府立婦人教育会館開館 ●「京都府婦人海外研修」実施 		

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
昭和59年 (1984年)				●「国連婦人の十年」－平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキュープ地域政府間準備会議（東京）
昭和60年 (1985年)		●ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 ●国連婦人の十年最終年記念大会－京都女性のフォーラム’85－開催	●「国籍法」及び「戸籍法」の改正、施行 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	●「国連婦人の十年」－平等、発展、平和－ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
昭和61年 (1986年)			●婦人問題企画推進本部 拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ●婦人問題企画推進有識者会議開催 ●「男女雇用機会均等法」施行 ●「国民年金法」の一部改正、施行	
昭和62年 (1987年)		●「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 ●京都婦人関係行政推進会議発足 ●京都府婦人問題検討会議設置	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ●婦人問題企画推進本部 参与拡充	
昭和63年 (1988年)		●京都府婦人問題検討会議が、「男女共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画」に関する提言を知事へ提出		
昭和元年 (1989年)		●「KYOのあけぼのプラン」策定、公表 ●女性政策課設置 ●女性政策推進本部設置 ●京都府女性政策推進専門会議設置 ●「KYOのあけぼのフェスティバル」事業開始、「京都府あけぼの賞」創設	●学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
平成2年 (1990年)	●女性行動計画策定準備 ・女性問題に関する住民アンケート調査実施 ・庁内策定検討委員会設置 ・田辺町女性問題懇談会設置 ・福祉部社会課に女性福祉係設置			●国連婦人の地位委員会 拡大会期 ●国連経済社会理事会 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
平成3年 (1991年)	●「田辺町女性行動計画」策定		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ●「育児休業法」公布（施行1992）	
平成4年 (1992年)	●かがやきプラン推進会議設置		●婦人問題担当大臣設置	
平成5年 (1993年)			●「パートタイム労働法」公布	
平成6年 (1994年)	●女性団体育成事業制度創設	●京都府女性政策推進専門家会議開催 ●「KYOのあけぼのプラン改定についての提言」提出	●男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置（政令） ●男女共同参画推進本部設置	●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択
平成7年 (1995年)	●かがやきプラン推進懇話会設置	●「京の女性史」発刊 ●第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	●「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ●「ILO156号条約」批准	●「女性に対する暴力をなくす決議」国連人権委員会で採択 ●第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択
平成8年 (1996年)	●女性問題に関する住民アンケート調査実施 ●女性週間事業開催	●「KYOのあけぼのプラン」改定 ●京都府女性総合センター設置	●「男女共同参画ビジョン」答申 ●男女共同参画推進連携会議発足 ●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997年)	●南部6市女性政策担当職員研究会発足 ●福祉部児童福祉課女性係に変更		●男女共同参画審議会設置（法律） ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「労働基準法」改正 ●「介護保険法」公布	
平成10年 (1998年)	●女性問題職員研修開催 ●地域リーダー養成事業「京都府女性の船」参加助成		●「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申	
平成11年 (1999年)	●お茶くみ問題アンケート調査実施 ●女性週間事業を実行委員会形式で開催	●男女共同参画社会に関する府民意識調査の実施	●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	●エスキャップ ハイレベル政府間会議（バンコク）

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ●政策推進課女性政策係へ移管 ●京田辺市男女共同参画推進会議設置（下部組織ワーキング部会） ●京田辺市男女共同参画推進懇話会設置 ●男女共同参画に関する市民・職員アンケート調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について男女共同参画審議会答申 ●「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」成立 ●「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「京田辺市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果」ダイジェスト版発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「京都府男女共同参画計画－新KYOのあけぼのプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 	
平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「京田辺市男女共同参画計画」策定 			
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の相談室」開設 		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」施行 ●「少子化社会対策基本法」施行 	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「京都府男女共同参画推進条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童虐待防止法」改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	
平成17年 (2005年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）」閣僚級会合（ニューヨーク）
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参画課男女共同参画係へ移管 ●「京田辺市女性交流支援ルーム」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ●「新KYOのあけぼのプラン」後期施策の重点項目と目標数値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）
平成19年 (2007年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「パートタイム労働法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）
平成20年 (2008年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」策定 	

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ●京田辺市男女共同参画推進懇話会に「(仮称)京田辺市男女共同参画推進条例(案)の制定に関する提言」依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 		
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する市民意識調査実施・報告書発行 ●京田辺市男女共同参画推進懇話会が「京田辺市男女共同参画推進条例制定に向けての提言」提出 ●京田辺市男女共同参画推進懇話会に「第2次京田辺市男女共同参画計画の策定について」諮問 ●「京田辺市男女共同参画推進条例」制定 ●京田辺市男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府家庭支援総合センター開所 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 	
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ●京田辺市男女共同参画審議会が「第2次京田辺市男女共同参画計画について」答申 ●「第2次京田辺市男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「京都府男女共同参画計画-KYOのあけぼのプラン(第3次)」策定 		

8 関係法令

(1) 京田辺市男女共同参画推進条例

公布日 平成22年9月29日
京田辺市条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第15条）

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第16条・第17条）

第4章 京田辺市男女共同参画審議会（第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

私たちのまち京田辺は、緑豊かな美しい自然を守り、育みながら、大都市への高い利便性を兼ね備えたまちとして発展を続けている。

ここに住む私たちの願いは、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、いのちと健康を大切にするとともに、ゆとりとうるおいのある恵まれた環境の下で、男女が家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において対等な立場で、責任を担いながら、希望と生きがいに満ち、満足感のある生活を営むことができるまちを創り、次代に継承していくことである。

こうした思いの中で、私たちはこれまで男女共同参画社会基本法の下、京田辺市男女共同参画計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在しているばかりでなく、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、男女共同参画社会を実感するに至っていない。

そこで、市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者が互いに連携し、世代を越えて価値観を共有しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

いう。

- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り中立的なものとする事。
- (3) 男女が、対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と仕事、地域活動その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下で行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、効果的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(京田辺市男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるものとする。

3 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育において、男女共同参画が推進されるよう支援するものとする。

(啓発活動等)

第11条 市は、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が、男女共同参画についての理解を深めるため、啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、調査研究を行うものとする。

(男女共同参画施策の実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(推進体制)

第14条 市は、男女共同参画施策を推進するために、必要な体制及び施設を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民団体に、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を行う京田辺市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の設置を要請するものとする。

3 事業者及び市民団体は、前項に規定する推進員を設置したときは、市に報告するものとする。

4 市は、前項の規定による報告があったときは、当該推進員に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情、相談等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情及び意見があったときは、適切に対応するものとする。

2 市は、前項に規定する苦情及び意見の対応に当たって、特に必要があると認めるときは、京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、性別による権利侵害その他の男女共同参画を阻害する行為に係る相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

- 2 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者（過去において親密な関係にあった者を含む。）に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

(情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力的行為等を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 京田辺市男女共同参画審議会

(京田辺市男女共同参画審議会)

第18条 第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、京田辺市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、男女共同参画についての知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法

公布日 平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保される

ことその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画基本計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推

進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって当てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要

な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

公布日 平成13年4月13日
法律第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の

定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を

はいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の

住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第2条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

9 用語解説

	用語	説明
あ行	H I V／エイズ (Human immunodeficiency virus/acquired immune-deficiency syndrome)	エイズとは、H I Vウイルスに感染し、発病するとA I D S（後天性免疫不全症候群）という慢性難治性疾患になることをいいます。
	N P O（Non Profit Organization）	行政・企業とは別に教育、文化、医療、福祉、国際協力など、様々な社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織のことをいいます。
	L G B T (Lesbian Gay Bisexuality Transgender)	女性同性愛者（レスビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexuality）、そしてトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称として使われます。同義の「性的マイノリティ(性的少数者)」が、第三者的な立場からの呼称であるのに対して、「L G B T」は当事者の立場からの自称に使用されます。
か行	家族経営協定	家族経営の農業において、家族の皆が話しあって方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲などの世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものをいいます。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。
さ行	自己実現	一人ひとりが自己の可能性を発見して、育て、その能力を社会生活の中で生かすことなどにより、最善の自己になろうとすることをいいます。
	次世代育成支援対策推進法	平成27年（2015年）3月末までの時限立法。次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境整備や取組を国・地方公共団体・事業主が積極的に進めようというものです。地方公共団体は、5年ごとに行動計画を策定しなければなりません。また、事業主においても、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定しなければなりません。
	女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とし、政治的・経済的・社会的活動などにおける差別を撤廃するために締約国が適切な措置をとることを求める条約です。昭和54年（1979年）の国連総会で採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。日本は昭和60年（1985年）に批准しました。

	用語	説明
	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。
	セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment)	性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。性的な言動を間接的に受けたことへの対応により、間接的に受けた者が何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などあらゆる場での環境が不快になることまでを含んでいます。
た行	タナベースボール	平成2年（1990年）4月に京田辺市体育指導委員が生み出した京田辺市発祥のニュースポーツです。
	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。また、都道府県及び市町村も男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとされています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月23日公布・施行されました。
	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年（1999年）6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する理解を深めるため、平成13年（2001年）度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

	用語	説明
	男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保などを目的とする法律です。
な行	認定農業者	農業を営む人が、自分の農業経営について改善する必要があるものを掲げ、5年後の経営目標を達成するための方法を「農業経営改善計画認定申請書」として提出し、市町村が基本構想に資すると認定した農業者のことであります。
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成13年（2001年）制定、平成16年（2004年）改正、平成20年（2008年）1月に改正施行されました。
	パートナーシップ（Partnership）	互いを自立した主体的存在として認めあい、対等な立場で連携・協力し合う関係をいいます。
ら行	ライフスタイル（Lifestyle）	衣食住、働き方、交際、娯楽等様々な生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣などをいいます。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。